

道路パトロール車(軽貨物自動車)借上げ仕様書

1	リース物件名	道路パトロール車(軽貨物自動車)
2	品質・形状・寸法 又は型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路パトロール車(公共応急作業車)</li> <li>・台数:1台</li> <li>・車両:軽貨物自動車(ワンボックスバン)、5ドア(後部両側スライドドア)、標準ルーフ</li> <li>・乗車定員:4人</li> <li>・燃料:無鉛レギュラーガソリン</li> <li>・総排気量:660ccクラス</li> <li>・変速機:オートマチックトランスミッション(4速以上)</li> <li>・駆動方式:フルタイム又はパートタイム4WD</li> <li>・装備等:パワーステアリング、パワーウインドウ、集中ドアロック、エアコン、AMFMラジオ、前後フロアマット(ラバータイプ)、ドアパイザー、金属製タイヤチェーン(四輪分)、道路パトロール車の装備【詳細は別紙特別仕様書のとおり】</li> <li>・車体色:道路パトロール車仕様に全塗装【詳細は別紙特別仕様書のとおり】</li> <li>・年間走行予定距離:約12,000km</li> <li>・新規登録車(いわゆる新車)であること。</li> </ul>
3	設置場所	横須賀市公用車庫(横須賀市小川町18番地)
4	リース期間	令和元年9月1日から令和8年8月31日までの 84ヶ月とする。 ※納車日は、令和元年8月30日とする。 ※登録日は、別途協議により決定する。
5	保守契約	<p>賃貸人が維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続車検、法定点検。</li> <li>・一般的消耗品交換、油脂類交換・補充、バッテリー交換、タイヤ交換(スタッドレスタイヤを含む必要本数)、クーラー及びエアコンのガス交換。スタッドレスタイヤの使用は11月から3月の別途指定日の間とする。</li> <li>・一般的な修理及びエアコン等車載機器の修理</li> <li>・継続車検、法定点検の期日1月前には賃借人に対し期日が迫っている旨の通知をすること。</li> <li>・継続車検費用は、リース期間内で3回分を本契約に含むこと</li> </ul>
6	リース物件 設置・撤去費用	納車にかかる経費は、賃貸人の負担とする。
7	動産総合保険	動産総合保険は不要
8	リース物件の 固定資産税	固定資産税は、賃貸人の負担とする。
9	リース期間 満了後の措置	返 還 ・ 賃借人の所有権に帰属
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約(初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	84ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる7ヶ月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。
13	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の車両を下取車とし、その費用を含めること。</li> <li>・下取期日(引取り日)は納車日から14日以内とし、別途協議するものとする。</li> <li>・下取車の抹消登録又は名義変更及び処分等は、受注者の責任において速やかに行い、抹消登録証明書(名義変更の場合はそれを証明する書類)を市に提出すること。</li> <li>・下取車の引取り後、速やかに道路パトロール車の装備(散光式警告灯などの赤色灯火及びサイレンアンプ)を取外し、「横須賀市道路パトロール車」の文字を復元できないように消去すること。</li> <li>また、それを証明する書類(文字の消去及び装備を取外した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。</li> <li>・下取車両は本件リース車両が納車されるまで使用することから、走行距離は1カ月あたり1,000km程度増加する。</li> </ul> <p>○下取車両 日産自動車 クリッパー 公共応急作業車(道路パトロール車) 自動車登録番号:横浜880あ621 型式:GBD-U72V 初度登録年月:平成19年9月 車検満了日:令和元年(平成31年)9月24日 走行距離:95,402km(平成31年3月末日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース期間満了後は車両を返還する。再リースを行う場合は、リース期間満前に別途協議するものとする。</li> <li>・リース期間満了後に車両を返還した場合は、速やかに道路パトロール車の装備(散光式警告灯などの赤色灯火及びサイレンアンプ)を取外し、「横須賀市道路パトロール車」の文字を復元できないように消去すること。</li> <li>また、それを証明する書類(文字の消去及び装備を取外した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法施行令第13条第1項第9号に基づく緊急自動車の指定申請を行うこと。</li> <li>・登録諸費用、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険、自動車税、自動車リサイクル法にかかる費用は、リース料に含むものとする。</li> <li>・横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による対象物品であるか否かは問わない。(上記方針については、本市ホームページ「よこすかのグリーン購入」を参照してください)</li> </ul> <p>・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</p>
14	連絡先	土木部道路維持課 吉沢 046-822-8374

## 道路パトロール車 特別仕様書

### 1 車体の塗装について

- (1) 黄色（公団色）で全塗装する。（マンセル値 2.5Y8.5/14 類似色）

（昭和 53 年 12 月 1 日付道交発 102 号道路交通法の一部改正に伴う道路管理上の措置等について）

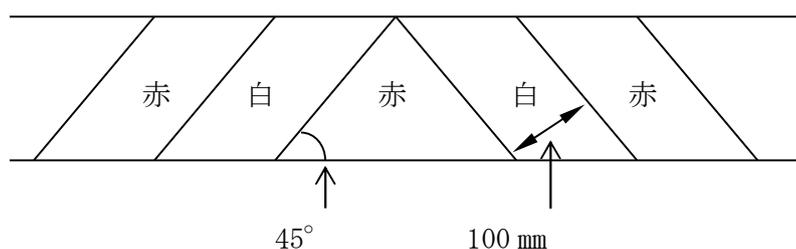
- (2) 車両側面から後部に幅 15cm の帯状の白色塗装をする。

車両左右両面の白帯内に「横須賀市道路パトロール車」の文字入れをする。一文字 100×100mm サイズの黒色丸ゴシック体で、車両先頭より表示する。

（道路交通法施行規則第 6 条の 2）

（昭和 53 年 12 月 1 日付道交発 102 号道路交通法の一部改正に伴う道路管理上の措置等について）

- (3) 車両前後のバンパーは、赤白色のゼブラ模様に塗色する。 \* 下図参照



### 2 警光灯及び拡声装置等の取付けについて

- (1) 車両前頭部付近に赤・黄色散光式警光灯 1 基（LED 光源・道路パトロール車仕様・スピーカー付）、前部バンパーに赤色補助警光灯（LED 光源・点滅式）を 2 基取付ける。

赤色灯は前方 300m 距離で点灯点滅が、黄色灯は前方 150m 距離で点灯が確認できること。サイレンは前方 20m の位置で 90 ホーン以上 120 ホーン以下であること。

（道路運送車輛の保安基準第 49 条及び第 49 条の 2）

○参考製品：株式会社パトライト製 AXS-12LKF-RY

- (2) 車内中央コンソール部に電子サイレンアンプ（マイク付）を取付ける。

取付け位置は、運転席・助手席から容易に操作できる場所とする。

○参考製品：株式会社パトライト製 SAP-500BWK-V / マイク SDM-04

### 3 ドライブレコーダーの取付けについて

- (1) ドライブレコーダー（株式会社ユピテル製 BJ-DR HD330 または同等品）を取付けすること。
- (2) ドライブレコーダーの電源は、アクセサリ電源から取ること。
- (3) ドライブレコーダー用の SD カードは、取付けしたドライブレコーダーの要求する性能を満たし、保存容量が 32GB 以上のものを使用すること。

### 4 その他

- (1) 取付けを行う製品は、参考製品のものまたは同等以上の性能を満たすものとする。
- (2) 取付けを行う製品は、道路運送車両法等の関係法令に適合したものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

### 5 車両イメージ（参考写真）

